

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	八尾市 国民年金事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和6年5月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の内容	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民年金第1号被保険者に係る資格の取得・喪失、種別の変更、付加保険料、基礎年金番号通知書再交付、住所・氏名の変更等に関する届書の受理及び審査 国民年金第1号被保険者からの任意加入・資格喪失の申出の受理及び審査 国民年金第1号被保険者からの保険料免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書の受理及び審査 年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 受給権者からの老齢基礎年金等の裁定請求その他給付に係る申請等の受理及び審査 受理した届書等の日本年金機構に対する進達及び厚生労働大臣への報告
③対象人数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<p>国民年金第1号及び任意加入被保険者、受給権者に関する情報を管理するため、以下の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理機能 検索または照会し、資格の取得・喪失、種別の変更、死亡等の資格を登録、削除、訂正を行う。 保険料免除申請管理機能 検索または照会し、世帯情報、所得情報の照会及び保険料免除等の申請情報の登録、削除、訂正を行う。 裁定請求及び付加年金情報管理機能 検索または照会し、受給権者の情報の登録、削除、訂正を行う。受給権者に関する世帯情報、所得情報の照会を行う。 報告書等発行機能 住所変更・資格記録・氏名訂正等の報告書、保険料免除に係る所得情報等の出力を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(=庁内連携システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 各業務システムからのデータ受取・配分機能 情報移転元システムで作成した他業務システム用データを、あらかじめデータごとに設定された情報移転先システムの専用エリアに書き込む機能。 宛名情報の連携機能 既存住基システムから宛名異動データを取得し、各業務システム側からの要求に応じ、要求元システムに渡す機能。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内の業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施しない] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	人権ふれあい部 市民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された国民年金被保険者及びその世帯主・配偶者(履歴を含む)・受給権者
その必要性	資格取得・喪失、保険料免除申請、給付に係る裁定請求等、国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号・その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報・連絡先・その他住民票関係情報 ・対象者(被保険者・受給権者)を正確に把握するため ・被保険者からの届出の際住所等を確認するため ・死亡、転出等の異動による資格異動を確認するため ・本人への連絡等のため 3. 地方税関係情報 保険料免除等の申請、各種給付の裁定請求の受付時に要する確認のため 4. 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護者(生活扶助有)の法定免除を日本年金機構へ報告するため 5. 年金関係情報 必要な届出を正確に判断するために保有
全ての記録項目	別添1参照
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	人権ふれあい部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	国民年金に関する資格異動届、免除申請、裁定請求等の受理及び日本年金機構に対する進達並びに厚生労働大臣への報告をする上で、被保険者等の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	人権ふれあい部 市民課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等の受付及び資格管理に関する事務 2. 保険料免除(申請免除等)受付に関する事務 3. 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する事務 4. 日本年金機構から送付される処理結果一覧表等と上記1から3の受付内容の確認及び日本年金機構における受付内容を国民年金システム端末に入力・確認する。								
情報の突合	1. 住民票関係情報及び申請情報を個人番号等を用いて突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する。【上記1・3】 2. 地方税関係情報と申請情報を突合し、所得額等を確認する。【上記2・3】								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	国民年金システムの運用・保守	
①委託内容	国民年金システムに係るパッケージソフトウェアについて、業務に支障を及ぼすことなく、円滑に稼働させるための運用支援・保守委託(法制度改正に伴う改修作業含む)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ文書(再委託の業務名、再委託期間、再委託先、再委託業務に携わる業務従事者の氏名、業務場所、再委託理由を記載した文書)による申請を受け、諾否を判断する。
	⑥再委託事項	国民年金システムに係るパッケージソフトウェアについて、業務に支障を及ぼすことなく、円滑に稼働させるための運用支援・保守委託(法制度改正に伴う改修作業含む)のうちの一部。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	・国年法第3条及び国年法施行令第1条の2 ・国年法第12条第1項、第4項 ・番号法第19条第2号
②提供先における用途	1. 国民年金被保険者異動情報の確認 2. 保険料免除(申請免除等)の審査・決定 3. 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定 4. 保険料免除(申請免除等)や各種給付の審査、決定のための所得情報の確認
③提供する情報	1. 国民年金被保険者異動情報 2. 保険料免除(申請免除等)・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報 3. 保険料免除や各種給付の審査、決定のための所得情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1. 被保険者にかかる異動があった者 2. 保険料免除(申請免除等)・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求をした者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	原則週1回または、日本年金機構から照会を受けた場合は都度
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号
②移転先における用途	住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務であって主務省令で定められた事務
③移転する情報	国民年金関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者及び同一世帯員
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

1. 本市における措置

セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。

2. ガバメントクラウドにおける措置

・国民年金サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること

②日本国内でのデータ保管を条件としていること

・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。

・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の廃棄等を実施する。

3. 文書類における措置

特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金情報被保険者ファイル

【宛名】

宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民区分 世帯主情報 住民となった事由 現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

【年金基本】

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号 居所未登録該当日 居所未登録者住所判明日

【資格情報】

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由

【付加情報】

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

【免除情報】

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 納付申出情報 送付日 学校情報 配偶者宛名番号 世帯主宛名番号

【給付情報】

宛名番号 年金コード 受付情報 裁定結果情報 死亡者情報 加算者情報

【所得情報】

宛名番号 課税年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 届出・申請を受付する際は、本人の個人番号カードまたは身分証明書等の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 2. 届出内容の入力後、届出書と入力内容を照合し、確認する。 3. 庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不必要な情報を入手できない仕組みが構築されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、ユーザによる利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 書面以外での方法(口頭・電話等)では届出を受領しない。 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 届出及び申請については、世帯主又は世帯員によることとしており、届出人・申請者についての本人確認を行う。他の者による届出・申請については委任状を要する。 届出人・申請者の個人番号カード等の本人確認書類の提示を求め、本人確認を徹底する。 3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 個人情報を含む書類の保管場所については、施錠を徹底する。 窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーテーションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から国民年金に関する情報等の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、ユーザが国民年金システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 2. 離席の際のログオフの徹底により、担当以外が不正に利用できないように対策している。
その他の措置の内容	職員の退職や異動に伴う利用権限について、失効させる手続きをその都度行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 業務従事者が事務以外で使用するリスク ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・サーバー・端末へのログインは認証により制限している。 ・電子記録媒体へのデータ書き出しについては、端末のCD-R作成機能やUSBポートの使用に制限をかけ、データの書き出しができないようにしている。 ・管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理上必要な範囲にとどめる。 ・国民年金端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約上、個人情報の保護に関する法律及び八尾市個人情報保護特記事項に基づき、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・個人情報に関する守秘義務 ・個人情報の管理体制及び実施体制の整備・報告 ・再委託の禁止または制限 ・委託業務完了時の個人情報資産の返却及び廃棄・消去 ・事故発生時における報告義務 ・契約に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1. 契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、第三者に委託しない。 2. 再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 番号法または個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、事務及び利用が認められているもの以外には提供・移転は行わない。 2. 情報提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。
その他の措置の内容	1. 「サーバー室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 2. 提供・移転に関する手続きの遵守の周知を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>物理的対策 <本市における措置> 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持ち出し、持ち込みすることがないように、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策 <本市における措置> 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	本市における措置 1. 個人情報保護に関する研修を実施している。 2. 情報セキュリティに関する研修を実施している。

10. その他のリスク対策

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。

また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八尾市 総務部 情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel. 072-924-9861(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八尾市 人権ふれあい部 市民課 国民年金係 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel. 072-924-3848(直通)
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明